

地域雇用創造利子補給金(地域活性化雇用創造プロジェクト)質疑応答集(平成29年7月)

【Ⅰ 推薦事業者】

①地域要件

1	Q	本社の所在地は地域活性化雇用創造プロジェクト実施地域内に所在する必要はあるか。
	A	融資対象となる指定事業の実施場所が地域活性化雇用創造プロジェクト実施地域内であれば本社は所在しなくても差し支えない。

②雇用保険適用事業所関係

2	Q	雇用保険が、暫定任意適用事業で、すでに労働者がいる場合であって任意加入の申請をしていない場合の取扱い如何。
	A	対象としない(地域活性化雇用創造プロジェクトは雇用保険二事業の事業であり、財源は事業主が負担する雇用保険料であることから、雇用保険の未適用事業所は対象としていない)。
3	Q	被保険者となる労働者を雇用していないため、雇用保険適用事業所設置届を提出していない場合の取扱い如何。 ※ 役員を除き、全労働者が雇用保険の適用除外となっている場合や、工場を新設する場合等。
	A	対象とする。その場合、労働者増加の確認の方法については、以下の取扱いとする。 (1)申請時点で雇用保険適用事業所設置届を提出していない理由書(※)を添付し、基準となる事業所台帳全記録照会の提出は求めない。 (2)雇用保険適用事業所設置届を提出した時点で基準となる事業所台帳全記録照会を取得する。 (3)雇用保険適用事業所設置届提出時から起算して最初の支給申請書提出時に、基準となる事業所台帳全記録照会を添付する。 ※様式等については事前に厚生労働省へお問い合わせ下さい。
4	Q	補足票に記載されている融資対象となる指定事業の実施場所が適用事業所の非該当承認を受けている場合の取扱い如何。
	A	対象とする。その場合、労働者増加の確認方法については、以下の取扱いとする。 (1)事業所台帳全記録照会は、当該所在地を含む雇用保険適用事業所のものを提出する。 (2)(1)の事業所別被保険者台帳を取得し、事業の所在地にて勤務している者を明確にしたうえで提出する。 (3)推薦申請書に事業所非該当承認通知書を添付する。
5	Q	適用事業所の設置または非該当承認を受けておらず、本社一括で手続きを行っている場合の取扱い如何。
	A	適用事業所または非該当承認をうけるまで認められない(雇用保険施行規則上、適用事業所か非該当事業所のいずれかに属するため。)
6	Q	被保険者となる労働者がおり、加入義務はあるが、雇用保険の手続きを行っていない事業所が申請してきた場合の取扱い如何。
	A	法令違反のため対象としない。

③対象とならない事業所

7	Q	以下に該当する事業所が申請してきた場合の取扱い如何。 (1)推薦申請又は支給申請時点において過去3年以内に不正受給の履歴がある場合や利子補給金支給決定日までの間に不正受給をした場合 (2)労働保険料の未納がある場合 (3)推薦申請又は支給申請日から起算して1年前の日から申請日の前日までの間に、労働関係法令違反の履歴がある場合 (4)性風俗関連営業・接待を伴う飲食等の営業または営業の一部を受託する営業を行っている場合 (5)暴力団関係の場合
	A	対象としない。 よって、推薦申請書又は支給申請書を提出する際には対象事業所が上記に該当していないかを確認のうえ申請をすること。 ただし(4)については一部認められる場合もあるため、都度厚生労働省へお問い合わせ下さい。

【Ⅱ 融資】

①基本的な要件

8	Q	地域活性化雇用創造プロジェクトの地域産業活性化コースに参加する場合と地域雇用活性化コースに参加する場合の違いは如何。
	A	地域産業活性化コースに参加する事業者の場合は雇用創造効果一人あたりの利子補給金額の上限は250万円であり、地域雇用活性化コースに参加する事業者の場合は雇用創造効果一人あたりの利子補給金額の上限が150万円である。 また、地域雇用活性化コースに参加する事業者の場合は、事業規模の拡大を目的とした事業に対する融資は対象外である。
9	Q	推薦通知を取得してから、利子補給を受けるまでの手続きは。
	A	推薦通知を取得しただけでは、将来的な利子補給の支給を確約したことにはならない。利子補給の支給を受けるには、融資実行後に利子補給契約を締結し、所要の雇用創出効果を達成した上で、支給申請を出す必要がある。
10	Q	利子補給の対象となる融資案件の上限額はあるか。
	A	利子補給の対象となる融資額は20億円。ただし、融資総額が20億円を上回る場合でも20億円までは利子補給の対象となる。

②対象となる融資

11	Q	事業期間の始期が地域活性化雇用創造プロジェクトの始期よりも前に始まっている場合の取扱い如何。
	A	融資日が地域活性化雇用創造プロジェクトの始期以降であり、かつ地域活性化雇用創造プロジェクトとの関連性が説明できれば対象とする。

12	Q	事業期間の終期が地域活性化雇用創造プロジェクトの始期よりも前の場合の取扱如何。
	A	地域活性化雇用創造プロジェクトとの関連性が説明できないため対象としない。

③資金使途

13	Q	事業者は地域活性化雇用創造プロジェクトの指定主要業種又は指定関連業種の事業を実施しているが、提出された補足票に記載されている事業が指定主要業種又は指定関連業種の事業ではない場合の取扱如何。 ※事業者がAとBの異なる部門を有しており、A部門で指定主要業種の事業を実施している一方、補足票に記載した事業はB部門に係る事業の場合。
	A	地域活性化雇用創造プロジェクトとの関連性が説明できないため対象としない。
14	Q	補足票の記載内容が、指定主要業種又は指定関連業種と部分的に関係がある場合の取扱如何。 ※ 北海道では食品加工業が指定主要業種だが、屠畜業は対象ではない。道内で屠畜場兼食肉加工場の設備整備を行う場合など。
	A	指定主要業種又は指定関連業種に係る部分のみを対象とするため、内訳の提出を求めたうえで判断する。
15	Q	資金使途に限定はあるか。※単純な運転資金の場合など。
	A	他の要件を満たしていれば資金使途に限定はない。
16	Q	地域活性化雇用創造プロジェクトの地域雇用活性化コースに参加する事業者の場合はどのような事業に対する融資が対象となるのか。
	A	従業員の雇用管理改善に資する融資や人材育成に係る融資 (例) ・従業員の業務負担軽減を目的として、ITを導入するために必要な設備等の取得に係る設備資金、また、ソフトウェアの取得・制作やデジタルコンテンツの制作等に係る融資 ・自社の従業員が仕事と家庭の両立することを目的として、事業所内託児施設を設置する場合の設置費用に係る融資
17	Q	自己資金で支払済の案件について事後的に融資を受ける場合に利子補給の対象となるか。
	A	対象となる。
18	Q	つなぎ資金の返済に充当するための融資を受ける場合に利子補給の対象となるか。
	A	対象となる。

④融資の実行日についての取扱い

19	Q	実行日が1/21～3/31の場合の取扱如何。
	A	実行日が1/21以降の場合は翌年度分の案件として推薦申請書及び契約申込書を受け付ける。
20	Q	実行日が地域活性化雇用創造プロジェクトの終期よりも後の場合の取扱如何。
	A	対象としない。
21	Q	同一事業について実行日が複数回ある場合の取扱如何。
	A	公平性の観点から、実行日が複数回ある場合でも同一事業に対し、融資の対象となるのは合計で20億円までである。20億円の範囲内であれば、複数の実行についても認める。その場合、次の取扱いとする。 (1)推薦手続きは1度で差し支えない(その後内容に変更があった場合を除く)。 (2)利子補給契約申込書の提出は都度行う。

⑤同一事業者の複数案件利用

22	Q	同一指定金融機関から2度目の利用(前回とは別の事業に対する融資)を希望する場合の取扱如何。
	A	公平性の観点から、同一事業者に対し、対象となる融資は合計で20億円までである。20億円の範囲内であれば、複数の融資案件についても認める。雇用創出効果についてはQ33を参照のこと。 ※なお、異なる都道府県のプロジェクトに係る案件の融資は合算しない。
23	Q	事業所が、異なる指定金融機関からの利用を希望する場合の取扱如何(協調融資を含む)。
	A	Q23の取扱いと同様。雇用創出効果についてはQ34を参照のこと。

⑥融資の上限額について

24	Q	予算を超える利用が見込まれた場合の取扱はどうか。
	A	新規受付枠は、当該年度の予算額、過年度契約締結分により見込まれる支出額を勘案して、厚生労働省が年度ごとに融資額ベースで定める。 なお、上限が近づいた場合、厚生労働省は各都道府県及び指定金融機関にその旨アナウンスを行う。

⑦他の利子補給制度等の併給について

25	Q	指定事業主雇用助成メニューとの併用は可能か。
	A	可能。
26	Q	指定事業主雇用助成メニューと併用した場合、雇入れ要件の重複は可能か。
	A	可能。

27	Q	事業所が、地域活性化雇用創造プロジェクト以外の補助金等と併用して受給することは可能か。
	A	可能。ただし、国が実施する利子補給制度との併用は不可。

【Ⅲ 雇用創出効果】

①基本要件

28	Q	利子補給の対象となるためには、雇用創出についてどのような要件があるか。
	A	→ 誓約に係る要件と、効果的な雇用創造に資する要件があり、その全てを満たす必要がある。 (1) 誓約に係る要件 1. 融資の実行日から5年以内に1人以上の正社員雇用を増加させる旨、誓約する。 2. 実際に、融資日から5年以内に1人以上の正社員を雇い入れる。 (2) 効果的な雇用創造に資する要件 1. 推薦事業者が、利子補給金支給額に対して必要な人数の正社員を雇い入れている。 2. 推薦事業者が、融資対象となる指定事業の実施場所において、利子補給金支給額に対して必要な人数の雇用保険被保険者数を増加させている。
29	Q	「利子補給金額に対して必要な人数」というのは、具体的に何人か。
	A	Q28の「利子補給金額に対して必要な人数」とは、地域活性化雇用創造プロジェクトの地域産業活性化コースに参加する場合、雇用増加1人当たりの利子補給金額が250万円を越えないこと、地域活性化雇用創造プロジェクトの地域雇用活性化コースに参加する場合、雇用増加1人当たりの利子補給金額が150万円を超えないことをいう。 具体的には各単位期間ごとに、「(250万円(又は150万円)／利子補給率)×(365日／利子補給期間)」を単位融資額(※)とし、融資額を当該単位融資額で除した人数以上の雇用創出が求められる。 ※ 地域産業活性化コースに参加する事業者で利子補給率1%、利子補給期間5年間の場合、5000万円 地域雇用活性化コースに参加する事業者で利子補給率1%、利子補給期間5年間の場合、3000万円
30	Q	雇用創出の要件を達成できなかった場合の取扱如何。
	A	誓約に係る要件と、効果的な雇用創造に資する要件で異なる。取扱いについては以下のとおり。 (1) 誓約に係る要件 融資日から5年経過しても正社員の雇入れができない場合、要綱第18条に基づき、支給決定の全部又は一部を取消し及び支給済の利子補給金の全部又は一部返納を命ずる場合がある。 (2) 効果的な雇用創造に資する要件 雇入れた正社員数及び雇用保険被保険者数の増加という具体的な雇用創出効果が確認できない場合、各支給決定の都度、利子補給金の支給額を調整する。ただし、融資実行から実際に雇用が増加するまでは一定の期間が必要と考えられるため、融資日から起算して利子補給期間の1/2の日数が経過した日を含む単位期間の直前の単位期間までを猶予期間とし、猶予期間中は当該調整を行わない。

②雇入れについて

31	Q	雇入者の就業場所が融資対象となる指定事業の実施場所と異なる場合、対象として差し支えないか。
	A	原則として、融資対象となる指定事業の実施場所で就労する者を対象とし、就業場所が異なる場合は対象としない。そのため、本社で一括採用された労働者であったとしても、当該労働者の就業場所が指定事業の実施場所であれば、対象として差し支えない。 ※別途理由書等が必要になるため事前に厚生労働省へ問い合わせること。
32	Q	毎年新卒(中途を含む)の採用がある事業所において、新卒の採用者を対象として差し支えないか。
	A	原則として対象としない。 ただし、退職者の補充等ではなく、融資対象となる指定事業に係る雇用増加であることが説明(※)できれば対象とする。 ※別途理由書等が必要になるため事前に厚生労働省へ問い合わせること

③同一事業者の複数案件利用

33	Q	同一事業に対しての複数回融資実行日がある場合及び同一事業者から2度目の利用(前回とは別の事業に対する融資)を希望する場合の取扱如何。
	A	誓約に係る要件については重複計上を認める(2回目の融資については新たな正社員の雇入れを求めない)が、効果的な雇用創造に資する要件については重複計上を認めない(各融資額を加算した額に相当する雇用創出効果を求める)。
34	Q	事業所が、異なる指定金融機関からの利用を希望する場合の取扱如何(協調融資を含む)。
	A	誓約に係る要件、効果的な雇用創造に資する要件のいずれについても重複計上を認めない。誓約に係る要件については案件数に相当する正社員の雇入れを求め、効果的な雇用創造に資する要件については各融資額を加算した額に相当する雇用創出効果を求める)。要件の確認は先着順とする。

【Ⅳその他】

35	Q	金融機関への入金時の口座は融資案件ごとに支店等に分けることは可能か。
	A	厚生労働省からの入金時の口座は各金融機関で一つとする。